

令和2年5月27日

お客さま 各位



【特別定額給付金】を旧桃山支店、旧新町支店、旧清水支店の口座でお受取りする際のご留意点について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、現在「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」である「特別定額給付金」の申請手続きが始まっておりますが、お受取口座に廃止店舗（旧桃山支店、旧新町支店、旧清水支店）の口座をご指定いただく際は、下記についてご留意いただき申請手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

■ 「特別定額給付金申請書」の「受取口座記入欄」のご記入について

下記店舗は統合により廃止いたしましたので継承店舗名をご記入ください。

廃止店舗名	継承店舗名	支店コード	統合日
桃山支店	貴志川支店	063	令和元年11月11日
新町支店	和歌山支店	013	令和2年1月20日
清水支店	吉備支店	065	令和2年3月9日

■ 添付書類「通帳またはキャッシュカード」の写しについて

- ・ 店舗統廃合に伴い店舗名は変更しましたが 口座番号の変更はございません。
- ・ お持ちの通帳およびキャッシュカードが廃止店舗名の場合でも、「特別定額給付金申請」における振込先金融機関口座確認書類として添付していただけます。

※ 廃止店舗名の通帳をお近くの当金庫本支店窓口へお持ちいただければ継承店舗名の通帳へ切替えさせていただきます。

以上